

平成 25 年度 「第 4 回 松戸市子ども・子育て会議」 会議録（要旨）

1. 日時	平成 26 年 3 月 25 日（火） 18 時 30 分～20 時 30 分
2. 場所	松戸市役所 議会棟 3 階 特別委員会室
3. 出席者	<p><委員>（50 音順）</p> <p>飯沼委員、石井委員、石田委員、伊藤委員、海老原委員、大川委員、沖委員、小野委員、神谷委員、小松崎委員、斉藤委員、鈴木委員、富永委員、奈賀委員、永瀬委員、成瀬委員、西委員、野中委員、文入委員、森田委員、山口委員、渡辺委員</p>
4. 傍聴者	4 名
5. 議事	<p>（1）第 3 回松戸市子ども・子育て会議の承認事項について</p> <p>・計画策定の区域設定について</p> <p>（2）意見交換</p> <p>①基準制定を必要とする事項について</p> <p>ア) 確認を受ける施設・事業の運営基準について</p> <p>イ) 地域型保育事業の認可基準について</p> <p>ウ) 支給認定基準について</p> <p>エ) 放課後児童クラブの設備運営基準について</p> <p>②教育・保育の量の見込みについて</p> <p>（3）タウンミーティングでいただいた市民意見について（報告）</p>

1、開会

2、議事

○会議の成立

（事務局）

- ・総委員 22 名、全員出席。会議の成立を報告する。

○本日の傍聴の受け入れ

（事務局）

- ・4 名の方の傍聴の申し出あり。入室を許可する。

○議事の録音について

- ・議事録作成のため、了承。

（1）第 3 回松戸市子ども・子育て会議の承認事項について

（事務局）

○計画策定の区域設定について

- 事務局より、資料に添って説明し、承認を得る。

(2) 意見交換

①基準制定を必要とする事項について

ア)「確認を受ける施設・事業の運営基準について」

(小松崎委員)

運営基準のところで国の基準を踏まえてとのことだが、国が定める基準の中で「従うべき基準」とは、子どもの健全な発達に密接に関係するものを指し、「参酌すべき基準」はそれ以外の事項を指すとなっている。面積基準は、子どもの発達に密接に関係すると考えており、先進諸国の中でも日本の面積基準は極めて低いと思っている。この部分が参酌される形で狭められたら、子どもの健全な発達になるのか危惧している。その矛盾をどう埋めていくのかを考える必要がある。

(海老原委員)

松戸地域は他の地域に比べ、保育所に預けている人が多い。利用しやすい病児・病後児保育の充実が必要である。良いところは、おやこDE広場などが複数あって利用しやすい。5ページの※1「定員を設定しないことも可能」となっているが、人数と1人の子どもに対する面積の関係から、保育所型認定こども園も定員を設定しないことが可能となっており、保育所で必要とされている人数が確保できるのか。

(鈴木委員)

この制度は矛盾を感じる。「子どもの最善の利益」を目指すというが、大人の最善の利益というか、子どものことをあまり考えていないのではないかと感じる。幼稚園が認定こども園になるのが幼保一体化であるが、夫婦共働き家庭はいいかもしれないが、受け入れる幼稚園は戸惑いが多い。幼稚園の入園の手続きは11月。国の公定価格は依然示されず、この段階で市町村の議会で通すのはかなり無理があるのではないかと。未だに幼稚園側が運用をご父兄に説明できない状態であり、当事者でない方以外はもっと解らないのではないかと。そんな感じがする。

(会長)

いくつかの意見が出ているが、1つは国の基準どおりとしていく運営基準について、参酌すべき基準の部分を市がどう理解するのか。2つめは、定員の柔軟性をどう理解したらいいのか。3つめは、国がまだ大きな指針を完全に出していない段階で、市がどこまで決め、進めるべきなのか。それぞれ、保育園関係者、幼稚園関係者から出ている。これらについて、現時点での事務局の考えをお願いしたい。

(事務局説明)

面積については、認可は県で行っている。幼稚園も保育所も、すでに認可されているという事が前提である。地域型保育事業については市で定めることとなっているが、この後、資料3に沿って説明させていただく。

(会長)

面積についてはこの後、補足説明をする。現時点で認可されている運営基準を、市としてはそれを基準のひとつとして認めていく方向。細かいことに関して補足説明が

あると理解してよいか。地域型については県の基準も含めて説明があるとの理解でよいか。他にご意見はあるか。

(飯沼委員)

この中の応諾義務 6 ページ (1) ② 応諾義務「正当な理由のない提供拒否の禁止」と書いてあるが、幼稚園の関係者にしては解りにくい言葉。特に私立の学校法人の幼稚園の場合は、創立者の建学の精神というものがあり、その建学の精神と応諾の義務との関係をどの程度まで理解すればよいのか、幼稚園の関係者が疑問に思っている部分である。質問として、「応諾の義務」と「私学の建学の精神」の理解をどのように関連づけをしたらよいのか。

(会長)

応諾義務「正当な理由のない提供拒否の禁止」に関して、今後検討されるべきことだが、現時点で補足説明等、事務局であるか。

建学の精神との兼ね合いをどう理解していくか、その方向性や考え方について、事務局であるか。これに関して意見でもよい。

(事務局)

幼稚園の建学の精神を決して脅かすものではない。応諾義務については、7 ページ表の②応諾義務の正当な理由が示されている。①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込があった場合 ③その他の特別な事情がある場合などを基本とするとされており、この中で検討を進めて行きたいと考えている。

(会長)

今、国で示されている正当な理由の確認があったが、確かに判断は難しい部分である。

(沖委員)

会議も 3 回目で、いまさらこんな質問をして恐縮だが、そもそも新制度を創設する意図についてと、新制度で一体何が変わるのか。この 2 点教えてほしい。

(会長)

新制度のメリットについて、共通認識ができればとの意見。新制度の創設の意図と市町村がなぜ新に考えていく必要があるのか、事務局よりお願いしたい。

(事務局)

今回の新しい制度は、子育てに関わる総合的な制度として、市町村が中心に行っていくというのが基本的なコンセプトになる。その中で大きな柱のひとつとして、本日も議論いただいている給付制度がある。制度の背景として、就学前の子どもが利用できる施設は、幼稚園、保育園、認定こども園等と様々あり、それに伴う財政措置がばらばらに行われていた。今まで取り組んできた歴史、あるいは経過という中で制度の位置づけがあり、幼稚園、保育園、認定こども園に通われる方については、一定の共通のルールの下で必要なサポートが提供できるしくみ、これが施設型給付である。幼稚園、保育園、認定こども園は、それぞれ給付を受けられる要件であり、きちんとした施設に入っている子どもには支援を行っていくというもので、質が担保されたもの

が提供できるのも大きなコンセプトの1つ。今日まさに議論いただいているひとつがこの確認制度である。きちんとした施設とはどういうものか、市が給付の対象とする施設をどのようなものにしていくかというルールを議論いただいている。事業に入るか入らないかという大きなルールとして、認可という仕組みがある。そういった認可に加え、新しい制度に入るための確認が必要となる。

(会長)

保育と教育、福祉と学校教育の一体化ということを前提に、すべての子ども達の最善の利益につながるよう、施設、認可、確認という流れのなかで、松戸市はどこを確認していくのか、議論をいただき、その確認に関して条例に向け提案したい。

イ)「地域型保育事業の認可基準について」

(神谷委員)

4 ページの職員資格要件について質問する。小規模保育事業B型の市基準が、「家庭的保育者の一人は保育士資格、又は幼稚園教諭免許を有するもの」とあるが、保育士と幼稚園教諭はまったく別もの。何故かという、0,1 を対象とするのと、3 歳以上の教育を受けてきたものとは、全くその教育内容が違う。これが実にあいまいで、非常に危険極まりないというのが一点目。それから先日の事件にもなった居宅訪問型保育事業。ここにおいて、「例外として」という表現を市基準は取り入れているが、一番あやふやなものが例外で、事故がおきるのも例外。そういう意味で、さらに小規模保育事業よりもあいまいなものとしている。しかも密室で行われる1対1の保育なので、一番危険極まりないルール設定であるという危惧を感じざるを得ない。この2点を質問とさせていただく。

(事務局)

「例外にして」については、原則として保育士であることが前提と考えているが、例外とされる場合には保育実績等をきちんと見据えて実施することを考えている。

(神谷委員)

であれば、原則のみでよいのではないか。例外を明記することが非常に危険だと思う。

(事務局)

国基準案の小規模保育事業では、家庭的保育者という表現になっていて、保育士資格を有することを規定していない。そこを松戸市では保育士資格ということで基準をひとつ上げている。また幼稚園教諭免許所有者については、ご指摘どおり真摯に受け止めたい。また、居宅訪問型保育事業についても、国基準では保育士又はどちらでもかまわないという表現になっている。そこを松戸市の場合は原則、保育士資格を有する方という表現にしている。又、こちらも基準をあげている状況がある。

例外の規定については、どういう形で例外を可とするのか、その基準について明確にしたい。

(石井委員)

小規模保育事業というのは、国の苦肉の策。待機児童をしっかりと保育所、或いは幼稚園で受け入れ出来れば小規模保育事業は必要ないと思う。小規模保育事業がもつ問題点はたくさんあるため、可能ならば社会福祉法人の運営する保育施設の管轄下で運営できるとよいのではないか。乳幼児期の子どもの保育、教育にとっては少人数ではなく、複数の子どもと接点をもてることが一番大事なこと。現在、こういう形を取らざるを得ないことも十分承知しているが…。もうひとつ、それを実施して下さる方々を支えることも大切で、保育施設や幼稚園教育現場にいる方々の協力を得て、松戸市が方策を考えていく必要があると感じている。

(会長)

小規模保育、家庭的保育事業等が単独で色々な問題を抱えないような支援体制、それこそ「子どもの最善の利益の保障」とか、「連携における保育の保障」というものを松戸市が率先して考えていくべきことではないかとの意見を含んでいたかと思う。その他に意見はあるか。

(小野委員)

質問だが、小規模保育事業の A 型・B 型・C 型の違いがよくわからない。しかも C 型の家庭的保育者というのは、家庭的保育事業とどう違うのか教えてほしい。

(事務局)

それぞれ利用定員や設備の要件、職員の配置、食事の提供をどうするかなどにおいて基準が異なる。利用定員では 6 人以上 19 人以下。職員配置については、小規模保育の A 型・B 型の内容は、A 型は、すべてが保育士という基準。B 型については、保育士とその他の保育従事者とあり、その他の保育従事者とは決められた研修を受けた者。これらの職員で実施するのが B 型。ただし、全ての職員のうち、保育士を 2 分の 1 以上おこななければならないとされている。C 型については、国基準では、家庭的保育者でよいということで、決められた研修を受講された職員で運営してよいとされている。松戸市については、基準を高めて、全職員が家庭的保育者とならないように、必ず保育士を入れるという内容にしている。食事の提供については、現在、実施しているグループ型小規模保育事業では保護者が弁当を持参することとしているが、小規模保育 A 型 B 型 C 型それぞれ食事の提供を行うとされている。連携施設等については、連携する施設のバックアップを受けながら小規模保育事業を運営していくという内容になっている。

(石井委員)

松戸駅周辺には認可外の保育所がたくさんあるが、どのくらいあるのか把握しているか。そういう人達を小規模保育事業という形で支えるのか。何人かの施設の方々と会ってみると、企業経営が多かった。これらの人達をどういう形で受け入れていくかを考えていかななくてはならないので、課題と捉え、検討する必要があると思う。例えば横浜市では完全に違った解決の仕方をしていると感じており、これは松戸にはあてはまらないと感じている。

(石田委員)

おやこ DE 広場に来ているお母さん達の立場から、とにかく預ける場所がほしいと思っている。働こうと思っても預ける場所がない、できれば安心できる場所へ預けたいが、働くことが目前の場合、やむを得ず認可外保育所選ぶことも。それでも預けられないという状況がある。この前の事件のように少しでも稼ぎたいから、ネットで紹介してもらったところへ預けるといってお母さんの気持ちは、おやこ DE 広場のお母さんたちからも伺える。松戸市としては、お母さん達が安心して子どもを預けられる場所をきちんと確保していただきたい。その為の基準として資格も必要だが、資格取得者というだけで、研修も何も受けていない人も沢山いる。研修や連携保育所などをきちんと考えてもらう松戸市にしてほしい。小規模の保育事業も必要だと思う。

ウ)「支給認定基準について」

(海老原委員)

6 4 時間と 4 8 時間という基準があり、週に数回とかパートの方のお子さんをどう保育するかという話だと思うが、たとえばパートで働きたいが夏休みや春休みなど長期の休みのときに預けることが出来ない場合は難しいという話を聞いた事がある。6 4 時間を下限にした場合、働きたいと思っている方々が保育の認定からは外れ、幼稚園などの 1 号認定になると思うが、そのようなニーズに、認定こども園や他の預かりなどで対応ができるのか。

(鈴木委員)

幼稚園連合会でも意見は分かれているが、幼稚園でも 2 0 園くらい預かり保育をやっている。実際に共働き家庭が増えてきていることは認識している。そういう中で、幼稚園としてすべき事は預かり保育を長期の休みにおいても出来るということ。ただし、現在預かり保育は、幼稚園のサービスで実施している部分がほとんどなので、必要な公的な資金を受けられれば実施できると思う。しかし、0,1,2 歳の保育という問題がある。幼稚園は学校教育法に基づく集団教育であり、0,1,2 歳の分野はどちらかと言えば素人となるので、保育園の方に実施していただくのが今までの経験上よいと思っている。ただ預かり保育については、放課後児童クラブがあるように、幼稚園でもきちんと支援体制があれば出来ると思っているので、まずその体制をしっかりと整える必要がある。

もう一点、0 歳児については、たとえば欧米各国では 0 歳児を預かるのは虐待にあたるということで、だんだん実施しないところが増えてきている。横浜で保育士が大量に辞めているのも 0 歳の問題である。国の方針で 0 歳というのはあるが、皆さんどう思われているのか意見を聞きたい。

(沖委員)

今から 3 0 年以上前になるが、保育所が満員で入れない状況から、ここでの地域型保育事業が立ち上がった。その時、当然公費投入はほとんどなかった。しばらく経ち子どもが少なくなり、保育所の定員割れと並行して、この地域型保育事業の事業所

は皆無に近く全滅し、保育所と幼稚園が残った。たぶんこれも時間の問題。持続性が担保できる制度ではないと思っている。

(石井委員)

幼稚園の立場として0歳児はまったく考えられない。0歳児は、自分達の教育の対象ではないという思いが強くなる。赤ちゃん学会では、お腹にいるときから、赤ちゃんが生まれた時から「養育」、「保育」、「教育」が必要となる。松戸市でもっと大事にしたいことは、赤ちゃんの時からどう育てていくかということが問題だと思っている。「ほっとる一む松戸」には、毎日に少なくとも40組位、多いときは80組位の赤ちゃんを連れてお母さん達が訪れている。私は、その子ども達と母親の両方を見て、子育ての少しでも支えになったらいいなと思っている。

(鈴木委員)

親子ならいい。母と一緒にとか。無理やり離すのはどうかと思う。

(石井委員)

私たちの保育園では7時から19時まで、12時間をこえて預かっている。「4時間だけでいいという子どもが入ってきたときにどう扱っていいのか」という現場の声がある。現実には3時間、4時間預けたいという親たちがいる事は事実なので、その人達の問題をどうするのかというのが、これからの課題だと思っている。

(森田委員)

0歳児の保育、私は必要だと思う。今回の新制度でも、子育ての大前提は家庭が基本という事がある。そういった意味で両親が子どもを育てる、しっかりと成長を見守っていくというのが基本だとは思いますが、それがなかなか難しい。そんな時代、そんな家庭が増えており、当然、多様なニーズにあわせ、保育、育児支援を進めていく必要があると考える。最近、産休育休がずいぶんと社会に普及し、0歳児が少なくなっている。鈴木委員の意見のように、家庭で親の愛情を注いで子育てをしていくという家庭も確かに多い。先ほどのベビーシッター事件、あれは本来なら民間の保育園や幼稚園、認定こども園等に預けられれば一番いいが、なかなかそれがかなわない。必要に迫られて、そういったものを利用してしまおうという切実なニーズは世の中に一杯あるのではないかと。それに応えていくのが、我われ子育て支援関係者だと思っている。今後も必要があれば、0歳や就労していない家庭でも必要があれば見ていくべきと考える。

今回の認定こども園の関係だが、なかなか普及しないと思っている。保育園の立場からいうと、今一番のテーマとなっているのは、待機児童の解消。整備を進めても、待機児童は減らず、逆に増え続けている。

そんな状況の中で、保護者の働いている状況に関わりなく、どの子どもも教育・保育が受けられる認定こども園への移行は、かなり難しいと思っている。保育園は幼稚園とは違い、広い園庭はないので、認定こども園に移行しようとしても、建物を建替えるとなると、園庭の部分はかなり犠牲にしなくてはならない。幼稚園に期待するしかない。

(大川委員)

新制度における「保育の必要性」の事由で、8番がとても良かった。児童虐待というのは、誰にでも起こりうる。母子が四六時中一緒にいると精神的にも追い詰められてしまう場合があるので、子どもを預けて、心身にゆとりを持たせてあげれば、虐待も防げるのではないかと。

保育の必要性の幅を広げるのは、とても良いこと。虐待してしまってから、慌ててどうしようかというのではなく、予防の意味でも8番が良いことだと思って、感謝している。

(会長)

今、基準の枠を越えて、貴重な意見をいただけた事はよかったのではないかと。事務局でぜひ反映していただきたい。また、0歳児からの地域子育て支援策をどのように作りあげていくか、0歳児の母子分離云々だけではなく、親支援、子ども・子育て支援をどう考えていくか、今後の検討につながる意見だと思う。支給認定基準に関して64時間の問題や意見の出尽くしていない部分もあるかと思うが、事務局に集約していただくということで次に進ませていただく。

エ)「放課後児童クラブの設備運営基準について」

(石井委員)

松戸市は、全小学校区に放課後児童クラブを設置。これは全国的にも珍しいケース。松戸市は十数年の苦労の結果、放課後児童クラブはNPO法人か、社会福祉法人が運営するという制度を出発させ、全小学校区にあることは大きく評価されている。

課題としては、放課後児童クラブを利用する子ども達の学校から家庭に戻るまでの時間を、どのような形で生活をさせてあげたらよいか。前回、海老原委員が発言された中に、放課後児童クラブにゲーム機を持ってくる子がいるとあった。学校とのつながりの中で、子どもの生活の在り方を考えていくことが、我々のこれからの課題。体制づくりをしていかなければいけない。

また、6年生まで対象が広がることを考えると、4・5・6年生の障害をお持ちのお子様への保育内容、指導内容をもう少し豊かにしていく必要があり、相応の予算も必要となる。

松戸市における放課後児童クラブの運営は、少なくとも国内のなかでは最も良い形であり、今後、ひとつひとつ課題に取り組んでいきたい。

(文入委員)

松戸市放課後児童クラブの場合、現行の市の要綱で40名もしくは60名というような定員が書かれているが、定員や学年などの部分について要望やその理由等、検証すべき内容をどこで参酌するか。聞いた話では、新年度60名以上になるという話があり、一人当たりのスペース等の関係をどう保障するのか、何箇所かは広げようがないスペースとの懸念があると聞いているが、どのように参酌していくのか聞きたい。

(事務局)

放課後児童クラブでは40名と60名定員のクラブがあるが、その定員をこえて70名規模、80名近いクラブがある。ただ、面積基準としての児童一人当たり1.65をクリアできるように、学校に協力をいただいている。余裕教室や使っていない教室を融通していただいたり、一時借用したり、近隣の部屋を賃貸で借り、別の場所を用意するなど、面積基準を満たすよう対応している。児童が急増している学校もあるので、今後も、面積基準を満たせるよう、取り組んでいく。

優先順位の中で松戸市は小学校3年生までを基本として、面積に余裕がある場合、特段のお子さんの事情を見て、必要だと思われるお子さんについては4年生以上も受け入れをする。最優先は特別支援を受ける障害児のお子さん。今後もそういった方が増えていくことも考え、面積の確保に努めたい。

(神谷委員)

3ページのところで、「児童館、放課後児童クラブにおける児童の遊びを指導する者」と言われた場合、資格のことで1から6項目まで参考ということで載っている。努力の結果、松戸の放課後児童クラブが優れたものになっているのは、非常に感銘するところ。しかし、内実として、指導員の質を考えると、課題があると感じている。市の要綱には、「従事するものに、毎年指導員研修を実施する」とあるが、研修を計画的に行い、松戸市独自の放課後児童クラブの指導員の資格というものを形にしていかなないと、質の向上にはつながらないと思うが、どう考えるか。

(事務局)

専門委員会でもかなりの議論になったところである。自治体によって研修のレベルの格差が浮き彫りになっていて、そういう中で経過措置を設けながらも、一定程度に高めるためにはどうしたらよいかという議論が重ねられた。結論的には専門委員会の方向として、都道府県が責任をもって研修を行うべきである。27年に新制度が始まる前に、各都道府県が研修に対する取り組みをして、そのメニューを出すことになっている。県とコミュニケーションをとりながらこれから取り組んでいきたい。

(神谷委員)

千葉県学童保育連合会が行う研修会への参加について、県内の学童保育指導員の参加率がはっきりと出ている。松戸は設置率が高い割には、県の研修の参加率は非常に低い。そういった意味で、これを義務化する、きちんとしたルール化することが必要となる。各法人なり、各団体なりの自由参加と言われてしまえば「受けない」というのが残念ながら見られる。現在は、学童保育士の資格はないので、保育士等とは全く異なるレベルで考えていく必要がある。

(成瀬委員)

放課後児童クラブは、子ども達が安全で安心して生活できる場としてたいへんありがたく思っている。小学校との連携をどう計るか。きちんと義務付ける必要がある。小学校と学童の連携がされていないと一貫性がなく、せっかく育っていたものが身につかないというケースもあるので、そこをひとつお願いしたい。また、神谷委員の意見

のように研修の場は絶対的に必要。特別支援を要する子どもについても、またアレルギー問題等もある。経済的な背景、家庭的な背景、両親の虐待などいろいろな背景を持っている子どもに対する対応の仕方があるので、質の向上をはかる意味でも研修についての義務付けをしてほしい。

(石井委員)

放課後児童クラブの歴史をみると、学校との対立の問題が強くあった。しかし、今は校長、教員の方々が理解を示して協力関係が非常にはっきりしてきた。特に 3.11 以来、学校長の方々も、放課後児童クラブを無視しては一緒にやっていると。今は各放課後児童クラブとの連携が非常に良い関係という報告を受けている。もっと良くしていかなければいけない。

(斉藤委員)

放課後児童クラブのことだけではなく、国から、従うべき基準と参酌すべき基準が示されているが、これは最低限であって、それを超えることは一向にかまわないのではないかと。先ほど小規模保育のところは超えるようなものが出ていたが、他のものは出ていない。もっと国の基準にこだわらず、基準をオーバーするようなもの、認可を受けるのに、最低限でなくてもいいわけなので、設備の問題、資格要件でも資格のレベルを高くするなど質も確保をするようなことを盛り込んで欲しい。一点とはいわず複数、盛り込んで欲しい。

(会長)

色々な施設の運営基準を以前は最低基準という言い方であったが、参酌すべきというのは市の独自性を出せる部分だと柔軟に考えると、今後の参考になると思う。

②教育・保育の量の見込みについて

事務局より、資料に添って説明。

(3) タウンミーティングについて

事務局より、資料に添って説明。

3. その他

(事務局)

・次回会議について

日時 : 平成25年4月22日(火) 18:30~20:30

場所 : 議会棟3階 特別委員会室

議会等のスケジュールの関係で、延期の可能性もあり、後日改めてご連絡します。

4. 閉会